○九州地方整備局告示第八十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月三十日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一)　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百三号　多久市北多久町大字小侍四〇八五番一〇から同市北多久町大字小侍四四三三番一まで　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

(二)　供用開始の期日　令和八年七月三十日

○九州地方整備局告示第八十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月三十日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
唐津市厳木町牧瀬字成川内六七九番一から多久市北多久町大字多久原八九五番一まで	前	Ａ　九・四〇～六〇・〇〇メートル　六・三六九キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	Ｂ　六・五〇～一六九・五〇メートル　五・四八八キロメートル	
	後	Ａ　二六・五〇～二六・〇〇メートル　五二・四〇キロメートル	
	後	Ｂ　二六・〇〇～一六九・五〇メートル　〇・六一二キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○北海道開発局告示第五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月三十日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
釧路市阿寒町オクルシュベニ一番一三地内	前	二二・〇〇～二八・九九メートル　〇・〇八三キロメートル	
	後	二二・〇〇～三二・六六メートル　〇・〇八三キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部（総務省自治税務局固定資産税課長）総務事務官　東　高士

（東京地方検察庁検事）検事　竹下　慶

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）

（総務省自治税務局固定資産税課長）総務事務官　奥田　隆則

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（以上七月二十八日）

人事異動

内閣

（横浜地方裁判所判事・横浜簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　堀内　綾乃

願に依り本官並びに兼官を免ずる（七月二十五日）

最高裁判所

宮崎地方裁判所判事補兼宮崎家庭裁判所判事補・宮崎簡易裁判所判事　山本紗恵子

東京地方裁判所判事補に補する

東京簡易裁判所判事に補する（七月二十四日）

官庁報告

官庁事項

国営土地改良事業の工事完了の公告

下記に掲げる国営土地改良事業の工事は、令和８年２月25日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の３第３項の規定に基づき公告する。

令和８年７月30日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

土地改良施設突発事故復旧事業（直轄）高岡シップ地区

下記に掲げる国営土地改良事業の工事は、令和８年３月20日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の３第３項の規定に基づき公告する。

令和８年７月30日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

土地改良施設突発事故復旧事業（直轄）空知中央地区

北海道開発局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年七月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月三十日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十四号

(三)　占用を制限する区域

区域	備考
北海道目梨郡羅臼町栄町一四〇番一地内	

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　令和八年八月六日

(七)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了

人事院規則８―12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、令和８年７月24日をもって満了した。

令和８年７月30日

人事院事務総局人材局企画課長　田中　玄弥

記

2025年度海上保安学校学生採用試験（特別）